

「第361回判例・事例研究会」

テーマ：解雇無効確認事件の和解の仕方

日 時	令和2年11月25日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

会社都合退職について

1 労働者のメリット

- ・ 自己都合よりも、失業手当の支給開始が約3か月早い（自己都合は3か月間、給付制限とあって、お金が出ない）
- ・ 自己都合よりも、失業手当の日数が多くなる（勤続年数、年齢、離職理由で、「あなたは〇〇日分の失業手当」と決まる）
- ・ 国民健康保険料が、安くなる（24年4月現在、時限措置ではあるが、国民健康保険料の計算上、賦課率を下げられる）
- ・ 職業訓練などを受講する場合、受講者多数で抽選などの場合は、優先順位があがる（といわれている。）

2 使用者のデメリット

- ・ その離職日の前後6か月間の他の労働者の雇い入れについて、ハローワーク紹介による助成金が支給されない。（既に支給済みの場合は、返還する。）
- ・ 雇用促進税制という、雇用保険加入者を増加させた場合に、一定要件に基づき、法人税または所得税が減税できる制度が使えない。

和解日退職について（解雇日退職との違い）

1 労働者のメリット・デメリット

- ・ 退職日以降の空白期間が生じない。
- ・ 労働者はその間、失業保険を受給する資格を満たしていなかったこととなりますから、もしも失業保険の仮給付を受けていたのであれば、これを返還しなければなりません。

2 使用者のメリット・デメリット

- ・ 使用者は労働者が解雇によって社会保険の資格を喪失したものとして届出をしているはずですが、この届は誤りであったこととなります。そこで、使用者は、資格喪失届の取消手続きを行ったうえ、当該労働者にかかる未納付の社会保険料を納付し、労働者負担分を労働者に請求することが必要となります。

以上